



# 相手方登録について

## 1 相手方登録とは

相手方登録とは、静岡市と取引のある皆様方への支払手続きを確実かつスムーズに行うため、ご住所、氏名、振込口座情報等を「相手方(振込口座等)登録申請書」により、あらかじめ登録させていただくものです。

相手方登録が完了すると、個別の『相手方番号』が付番されます。

## 2 相手方登録完了後の流れ

- ① 相手方登録が完了すると、「相手方確認票」をご記入いただいた住所に送付します。登録内容をご確認の上、保管してください(ただし、相手方確認票の送付は新規登録の場合に限ります。)
- ② 相手方確認票には、『相手方番号』が記載されています。  
静岡市に対する請求書に、『相手方番号』を記載していただければ、振込口座情報の記載なしで登録の口座に振込をさせていただきます。  
これによって、請求書に記載する項目を減らすとともに、口座情報を直接記載した請求書を受渡するよりも情報管理の面からも安全といえます。

### 【相手方番号のケタ数について】

平成30年3月31日まで：0から始まる8ケタの番号

平成30年4月1日から：0から始まる10ケタの番号

※8ケタの番号をお持ちの場合は、平成30年4月1日から自動的に10ケタの番号に変換しています。

## 3 その他

- ① 源泉徴収の対象となる場合には、個人番号(マイナンバー)の記載及び本人確認へのご協力をお願いします。
- ② 病院局については、この相手方登録制度をご利用できません。また、上下水道局については、請求書への口座情報の記載省略はできません。
- ③ 相手方登録申請書に記載された情報は、静岡市からの支払業務(源泉徴収事務を含む。)以外には使用しません。
- ④ 相手方登録申請を行わないと、静岡市からの支払(源泉徴収対象業務は除く。)ができないということではありません。

## 提出・記入上のご注意

- 1 「新規、変更(変更内容)、廃止」の、該当する項目に○をつけてください。
- 2 申請日は本申請書を市へ提出する年月日、適用日は申請内容を適用する年月日を記入してください。
- 3 消えるボールペン及び修正液等は使用しないでください。
- 4 相手方と異なる口座名義人に振込みを希望する場合は、別紙「委任状(相手方登録申請用)」を添付してください。
- 5 振込通知(支払通知)は、「はがき」による郵送となります。
- 6 口座情報の確認のため、口座情報が確認できるもの(通帳の写し等)を提示又は添付してください。
- 7 すべての同意事項にご同意いただけない場合は、相手方登録はいたしません。  
(ご同意いただける場合は、各項目の□にレ点をつけてください。)

(相手方登録申請用)

委 任 状

年 月 日

(あて先) 静 岡 市 長

私は、  
を代理人と定め、静岡市から受ける  
支払金の受領に関する一切の権限を委任します。

委任者 住所

氏名

受任者 住所

氏名